

○南伊豆町結婚新生活支援補助金交付要綱

令和4年3月31日要綱第20号

改正

令和5年3月29日要綱第11号

令和6年3月28日要綱第14号

令和7年3月17日要綱第40号

南伊豆町結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴い新生活を開始する際の経済的負担を支援し、もって少子化対策の強化及び町内への定住の促進を図るため、新婚世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、南伊豆町補助金の交付等に関する規則（平成17年規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 第5条の規定による申請の日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の1月1日（以下「基準日」という。）から申請の属する年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 申請年度に、婚姻を機に新たに町内に住宅を取得し、又は賃借する際に要した費用のうち、当該住宅に係る取得費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料等をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当の額を除く。
- (3) 引越費用 申請年度に、婚姻を機とした引越しをするために要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。
- (4) リフォーム費用 申請年度に、婚姻を機とした住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン等の家電購入・設置に係る費用を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、新婚世帯であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 婚姻日における夫婦の年齢がともに39歳以下であること。
- (2) 申請時において、夫婦の住所が申請に係る住宅となっていること。
- (3) 補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住宅に居住する意思があること。
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている者がいないこと。
- (5) 他の公的制度による補助金等を受けていないこと。
- (6) 町税等の滞納がないこと。

(補助要件、補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助要件、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、南伊豆町結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1号)に別表の第1欄に掲げる補助要件ごとに、同表の第4欄に掲げる必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査し、補助金交付の可否を決定したときは、南伊豆町結婚新生活支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(請求)

第7条 前条の規定による決定通知を受けた者は、速やかに南伊豆町結婚新生活支援補助金請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第8条 町長は、第6条の規定による決定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、南伊豆町結婚新生活支援補助金交付取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

る。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日要綱第11号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日要綱第14号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月17日要綱第40号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

補助要件	補助対象経費	補助金の額 (限度額)	必要書類
夫婦いずれかの年齢の高い方が29歳以下で、かつ、世帯の所得が500万円未満の新婚世帯	住居費、引越費用及びリフォーム費用の合計額	50万円	1 住民票の写し（世帯全員の記載があるもの） 2 戸籍抄本又は婚姻届受理証明書 3 申請時において発行されている最新の所得・課税証明書
夫婦いずれかの年齢の高い方が30歳以上39歳以下で、かつ、世帯の所得が500万円未満の新婚世帯	住居費、引越費用及びリフォーム費用の合計額	20万円	4 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。） 5 住宅の売買契約書又は工事請負契約書及びこれに係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し（住宅を購入し

			<p>た場合に限る。)</p> <p>6 住宅の賃貸借契約書の写し及び住居費に係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し（住宅を賃貸している場合に限る。)</p> <p>7 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住宅を賃貸している場合で、給与所得者である場合に限る。)</p> <p>8 引越費用に係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し（引越費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。)</p> <p>9 リフォームに係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し（リフォーム費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。)</p>
--	--	--	---

備考 申請時において発行されている最新の所得・課税証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。）の返済を行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

様式第1号（第5条関係）

様式第1号（第5条関係）

南伊豆町結婚新生活支援補助金交付申請書
（住居費、引越費用、リフォーム費用）

年 月 日

南伊豆町長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

南伊豆町結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

婚 姻 日	年 月 日			
氏 名	(夫)	(妻)		
婚姻日における年齢	(夫)	歳	(妻) 歳	
新居に住民票をおいた日	(夫)	年 月 日	(妻) 年 月 日	
費用内訳	住居費 (賃借)	契 約 締 結 年 月 日	年 月 日	
		敷 金	円	
		礼 金	円	
		共 益 費	円	
		仲 介 手 数 料	円	
		家 賃 ※「支払済家賃」には、 当該年度に家賃を支払 った月数を記入	(家賃 月額_____円 -住宅手当 月額_____円 ×支払済家賃 _____か月 = _____円	
		小 計 (A)	円	

	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (B)	円
	引越費	引越年月日	年 月 日
		費用 (C)	円
	リフォーム	契約締結年月日	年 月 日
		費用 (D)	円
合計 (E) (A+B+C+D)			円
補助申請額 ※ (E) と限度額を比較 して低い方を記入 ※ 1,000 円未満の端数は 切捨て			円
添付書類	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍抄本又は婚姻届受理証明書 <input type="checkbox"/> 所得・課税証明書 (夫婦 2 人分) <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返済額が分かる書類 <input type="checkbox"/> 売買契約書、工事請負契約書又は賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 住居費の領収書、受領書等支払を証明するものの写し <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書 (給与所得者分) <input type="checkbox"/> 引越費用の領収書、受領書等支払を証明するものの写し <input type="checkbox"/> リフォーム費用の領収書、受領書等支払を証明するものの写し		
確認事項	<input type="checkbox"/> 私は、他の公的制度による補助金等を受けていません。		

この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、町が他の公的制度による補助金の有無、町税の納付状況について関係各課に照会することに同意します。

年 月 日

申請者氏名

配偶者氏名

様式第2号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

住宅手当支給証明書

年 月 日

南伊豆町長 様

給与等の支払者

所在地

名称

氏名

電話番号

⑩

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している

年 月現在

住宅手当 月額 円

(2) 支給していない

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対して支給し、又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者の印を押印してください。

様式第3号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

南伊豆町長

南伊豆町結婚新生活支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった南伊豆町結婚新生活支援補助金の交付については、下記のとおり決定したので、南伊豆町結婚新生活支援補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定の内容

- (1) 交付する
- (2) 交付しない
(理由)

2 補助金交付決定額

円

様式第4号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

南伊豆町長 様

住 所
氏 名
電 話

南伊豆町結婚新生活支援補助金請求書

年 月 日付け南伊豆町指令第 号により補助金交付決定された補助金として、
次のとおり請求します。

1 請求金額

円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協 漁協	本店 支店 支所 出張所
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第5号（第8条関係）

様式第5号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

南伊豆町長

南伊豆町結婚新生活支援補助金交付取消通知書

年 月 日付け南伊豆町指令第 号により補助金の交付の決定をした南伊豆町結婚新生活支援補助金については、下記の理由により取り消したので、南伊豆町結婚新生活支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 交付取消額

円

2 取消理由